令和８年（フ）第６８号
福岡県田川郡赤村大字内田818番地９、前住所福岡県田川市大字夏吉194番地460
債務者　原田　美紅
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第６９号
福岡県田川郡糸田町1700番地　ピースフルハイツ601号
債務者　高橋　　司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第７１号
福岡県田川郡川崎町大字川崎408番地の２
債務者　小川　洋海
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第２９８号
佐賀県鳥栖市宿町1387番地１　レーベンハイツＥ202
債務者　福村　靖子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６６号
熊本県八代市大福寺町671番地１（３－３）ルミナス八代南、異動前住所熊本県八代市松江本町３番14号（５）みつる荘
債務者　木村　奈央
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第４８９号
大分県別府市大字亀川1839番地の２　県営上平田住宅２Ａ－１－40号
債務者　谷　　克治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９５号
宮崎県児湯郡新富町大字新田7029番地　しんこうじ団地Ａ棟201号、前住所宮崎県児湯郡新富町大字上富田3672番地　天井丸団地Ｆ棟203号
債務者　宮田　英樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９６号
宮崎市鶴島３丁目43番地１　第10シャトーモリオカ309号
債務者　河野真理子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０２号
宮崎市花ケ島町大原2337番地　県営住宅６棟212号
債務者　森　エツ子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１９号
宮崎市青島１丁目12番19号
債務者　髙濵　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４３号
沖縄県南城市佐敷字手登根63番地１、住民票上の前住所沖縄県豊見城市字豊崎１番地801
債務者　宮城　愛子（旧姓前田）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９２号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1817番地　グリーンシャトレ301
債務者　玉城　真澄
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８３号
沖縄県沖縄市胡屋６丁目９番40号　アメリカンハイツＡ－11
債務者　長田　朝幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
沖縄県沖縄市越来１丁目14番15号　伊礼アパート103
債務者　阿嘉　糸代
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９９号
沖縄県沖縄市越来１丁目14番15号　伊礼アパート103
債務者　阿嘉めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
栃木県小山市大字犬塚998番地106　ＳＳコーポ103号室
債務者　森坂　菜智
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１１８０号
東京都八王子市諏訪町66番地４中村歯科ビル206号
債務者　原田　昌彦
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部